生駒市一般不妊治療費助成事業 よくあるお問い合わせ

●助成対象者について

Q. 生駒市に住民票がある期間に治療を受けていましたが、他市町村へ引越し予定です。申請をすることはできますか?

A. 治療期間と申請日が生駒市に住民票がある間であれば申請できます。その際、「生駒市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)」には住民票のある生駒市内の住所をご記入ください。また、助成の可否や助成金額が確定しましたら、通知書を郵送しますので、転居先のご住所を健康課に伝えていただくか、郵便局で転送手続きを済ませておいてください。

Q. 治療開始日における妻の年齢が43歳未満とありますが、今年43歳になる人も対象ですか?

A. 当該年の治療開始時点で42歳であれば対象となりますが、助成期間は43歳のお誕生 日月の月末までとなります。



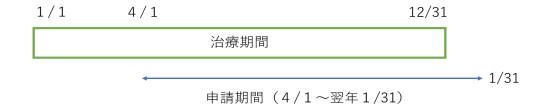
●申請期間について

Q. 申請は翌年1月31日までとなっていますが、申請が間に合わないのですがどうしたらいいですか?

A. 申請は必ず 1月31日までにご提出ください。窓口提出の場合、1月31日が休日である可能性もあるためご注意ください。郵送の場合は当日消印が有効です。申請には「生駒市一般不妊治療医療機関受診等証明書(様式第2号)」も揃える必要がありますので、あらかじめ受診されている医療機関にも相談しておくことをおすすめします。

Q. 助成期間と申請期間について詳しく教えてください。

A. 当該年の1~12月の治療の申請を当該年の4月1日~翌年の1月31日までに行ってください。



※対象年齢(43歳未満)に関する助成期間については前項の「●助成対象者について」を ご確認ください。

●助成内容について

Q. 夫婦の合計負担額の2分の1で、1年度につき上限額5万円とありますが、いくら助成してもらえるのですか?

A. ご夫婦の検査、治療に要した費用の合計額の半分を助成します。また、助成の上限額が5万円なので、治療に要した費用が10万円を超えていても、助成額は上限の5万円となります。

例)夫婦の治療総額 6万円 → 助成額3万円夫婦の治療総額 10万円 → 助成額5万円夫婦の治療総額 30万円 → 助成額5万円

※治療に要した費用が 10 万円を超えた時点で、申請することが可能です。 早めの申請をおすすめします。

Q. 同一年度内に複数回の申請はできますか?

A. できます。ただし同一年度の助成の合計額は5万円が限度となります。

例) 1度目の申請で3万円の助成を受けている→2度目の申請では2万円を上限に助成

Q. 助成金を受け取ることができる期間はどのくらい?

A. 1子につき通算 5 年度までです。令和 4 年度中に 1 度でも申請した場合には 1 年度分と数えます。申請しなかった年度は含みません。

例1) 令和2年度に第1子のための不妊症治療を実施し、助成金申請を行った。

↓ (令和3年度の申請なし)

令和4年度に第1子のための治療を再開、助成金申請を行う。

この場合、第1子について2年度分の申請ということになります。継続した年数ではなく、申請を行った年度数でカウントします。

例2)令和2年度に<u>第1子</u>のための不妊症治療を実施し、助成金申請を行った。

令和5年度に<u>第2子</u>のための不妊症治療を実施し、助成金申請を行う。 この場合、第1子について1年度分の申請、第2子について1年度分の申請です。1子に つき通算5年度までの申請が可能なので、第2子についての治療が継続する場合には、令 和6年度以降、残り4年度の申請が可能です。